

## 主な意見に対する考え方

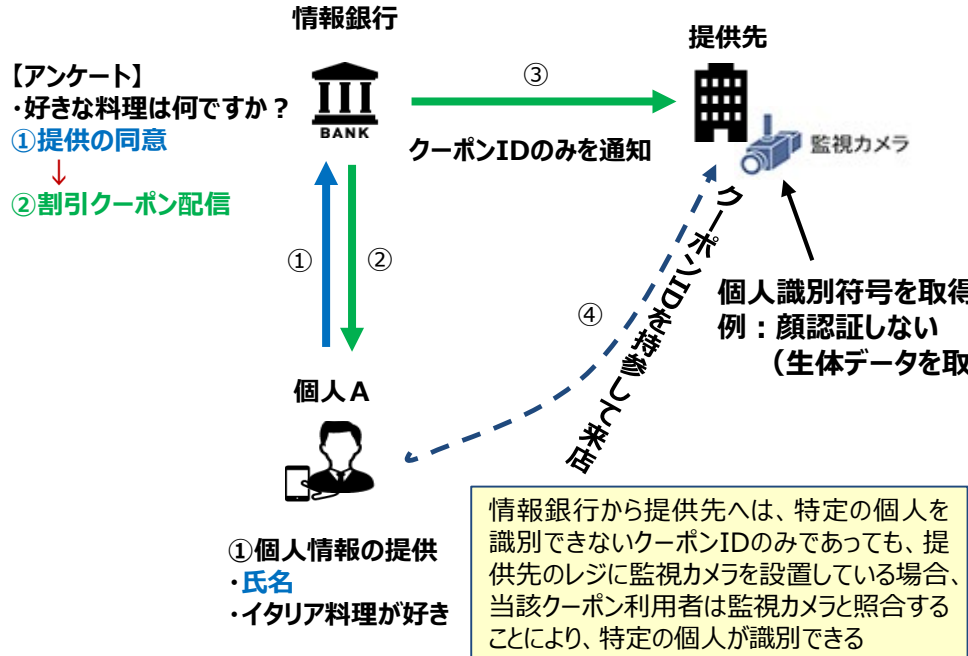
- (1) 提供先第三者の選定に係る記載の明確化
- (2) 統制環境に問題のある事業者の扱いについて
- (3) IoT機器から取得されるデータの利用について

# 提供先第三者の選定に係る主な意見1

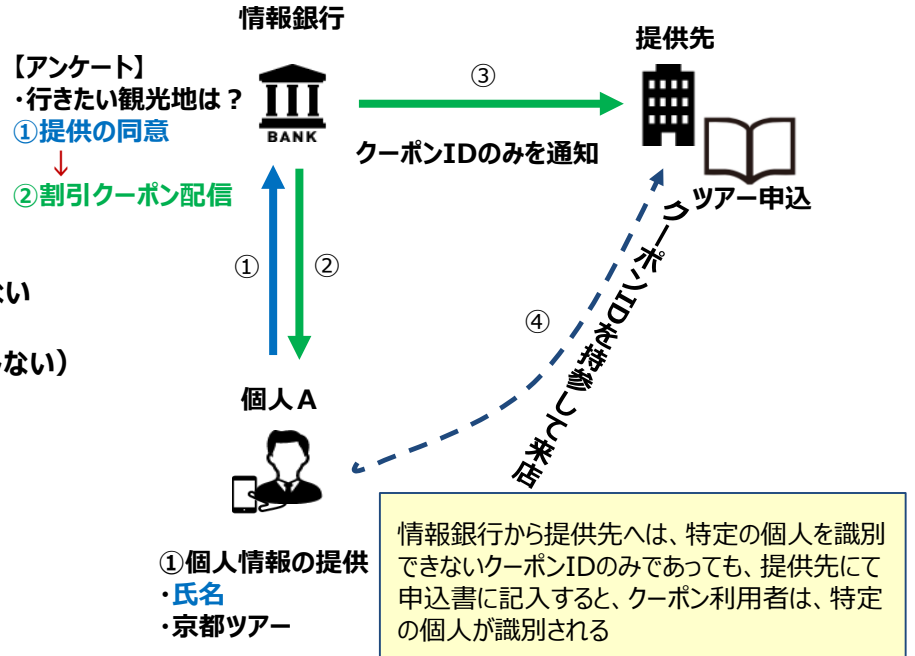
## 【意見1】

情報銀行から提供先において個人を識別できないように情報が提供されても、個人が提供先のサービスを使う際に個人情報を登録して提供先により個人が識別される場合があるが、この場合についてはどのように考えるか？

### 事例) 提供先が独自に 本人から個人情報取得する場合



個人情報は取得するが個人データ及び個人識別符号を取得していない場合



直接書面（電磁方法を含む）で個人データを取得している場合

#### 課題・論点

・特定の個人を識別できない形で提供された情報が個人情報になってしまう。ユーザーには「認定情報銀行の提供先は信頼できる」という抽象的な認識があるが、『提供先が例外3類型を満たす場合はそうでない』ことをユーザーに理解してもらう必要がある。

・特定の個人を識別できない形で提供された情報が個人情報になってしまう場合、提供先に求める要件（提供先選定に必要な客観的かつ検証可能な要件）は何か。

# 提供先第三者の選定に係る主な意見1

- ◆ **例外3類型を満たす場合の提供先は必ずしも安全でないことをユーザーに理解してもらうには、どうすればよいか？**

→情報銀行サービスにより紹介される提供先サービスの範囲を本人にわかりやすく明示し、同意を得たうえで契約を行うことをモデル約款に記載し、併せて、利用者への提供先第三者に関する情報を提供する際に、情報銀行のサービスと提供先のサービスとの区別を利用者が認識できるような表示を行う。

- ◆ **情報銀行サービスと関連して、提供先が直接書面（電磁的方法を含む）で個人データを取得する場合、ISMSもしくはプライバシーマーク等を取得しない提供先に要求する事項は何か？**

1. 「ISMSもしくはプライバシーマーク等を取得している」の「等」に相当する条件をもつこと
  - ・ ガス・水道・電気・通信などライフラインに関わる規制業種であって、所轄官庁の監督下にある規制業務の範囲内において個人情報保護のための措置が確保されている場合（金融のFISCと同等の扱い。「等」に相当）
  - ・ 医師、弁護士、会計士、税理士など職務上の秘密保持義務を課されている者である場合（「等」に相当）
2. 上記に該当しない場合、コンプライアンス体制の構築及びその実施（監査の実施等）を客観的かつ検証可能な方法で確認すること
  - ・ 「客観的」とは、コンプライアンス体制の構築についてホームページ、情報セキュリティ報告書、CSR報告書等の公開情報により確認すること
  - ・ 「検証可能」とは、コンプライアンス体制の実施（監査の実施等）の記録を提供先に開示請求し、確認すること

→情報銀行サービスと関連して、提供先が直接書面（電磁的方法を含む）で個人情報取得する場合、ISMSもしくはプライバシーマーク等を取得しない提供先についても、コンプライアンス体制の構築及びその実施（監査の実施等）が客観的かつ検証可能な方法で確認できることを要求する。

※個人データの取扱いは安全管理措置を講じる義務がある（個人情報保護法 第20条）

# 提供先第三者の選定に係る主な意見1

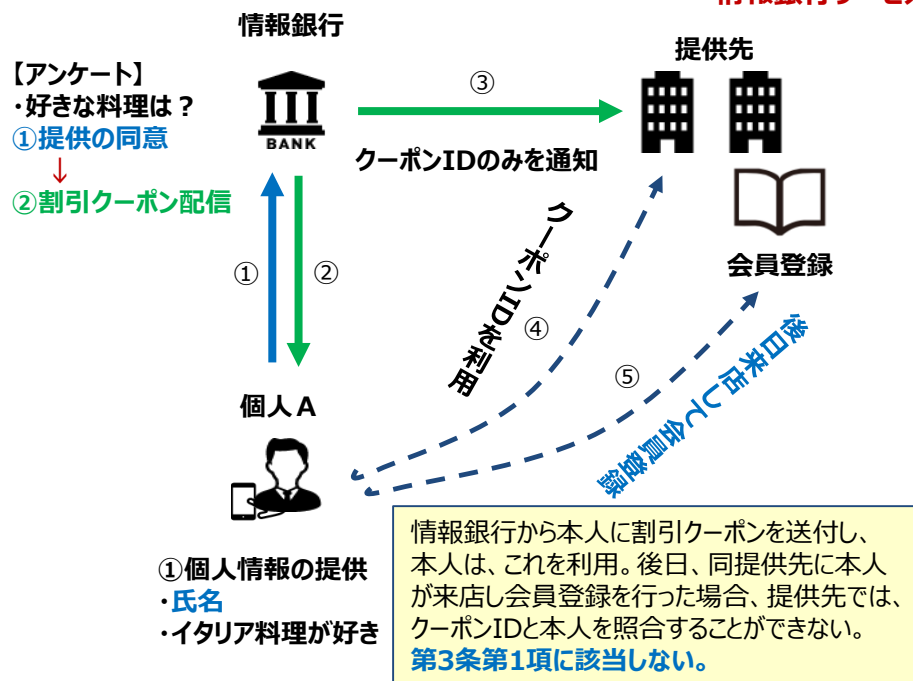
## 【補足】情報銀行サービスと関連しているのはどのようなケースか？

情報銀行と委任者（個人）との間で締結するモデル約款 第3条（委任及び業務範囲）

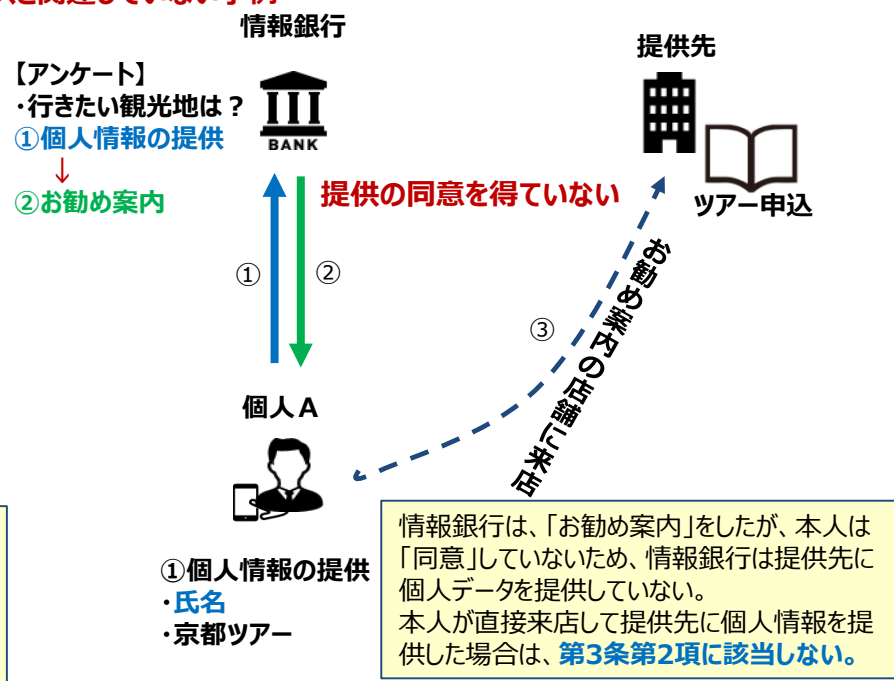
1項. 委任者は、受任者に対し、受任者が個人情報保護法その他法令、一般社団法人日本IT団体連盟（以下「認定団体」という。）による認定基準及び本約款の定めを遵守していることを条件として、自らの個人情報を、自らの利益のために、**第4条に定める同意の範囲内で、管理又は利用（第三者提供を含む）する業務を委任する。**

2項. 本委任の対象となる個人情報（以下「本個人情報」という。）は、受任者が第4条に定める**委任者の同意を得た個人情報**であって、本約款を内容とする契約が成立した日の前後を問わず、受任者が適法に取得した委任者に関する個人情報を意味する。

### 情報銀行サービスと関連していない事例



同意の範囲外（提供先で個人を照合できない）場合は、  
モデル約款第3条第1項適用外



同意を得ていない（提供先で個人を照合できない）場合は  
モデル約款第3条第2項適用外

# 提供先第三者の選定に係る主な意見1

情報銀行は提供先の全ての事業は監督することはできないため、情報銀行が責任を負うサービスの範囲を明確にし、また、提供先が独自に取得した情報の安全な利用を確保するために、認定指針の情報提供先の基準に係る注釈において以下を記載する。

**「情報銀行は、自らのサービスと関連して提供先第三者が利用者から直接書面（電磁的方法を含む）による個人情報取得することを許容する場合、以下のいずれかの措置を講ずる必要がある。**

- ・提供先におけるコンプライアンス体制の構築及びその実施（監査の実施等）を客観的かつ検証可能な方法で確認する
- ・利用者との契約時及び利用者への提供先第三者に関する情報提供時に、情報銀行の提供するサービスと提供先が独自に提供するサービスとの区別を利用者が認識できるような表示を行う」

## （参考）提供先の義務

提供先が独自に取得した個人情報、情報銀行から提供先と容易に照合できる場合は、以下の対象となる。

### モデル約款（提供先）第16条（インシデント）

1. 特定提供先は、提供個人データの漏えい等が発生した場合には、当社に対して速やかにその詳細を報告するものとする。
2. 提供個人データの漏えい等に際しては、特定提供先は、二次被害の防止、原因究明、利用者への適切な情報開示に向けて努力するものとし、当社の調査に協力するものとする。
3. 当社は、特定提供先による提供個人データの漏えい等について、当社が合理的と考える範囲及び金額で利用者の損害を補てんすることができる。この場合、特定提供先は、当該補てんの総額について当社からの求償に応じるものとする。

※1頁右図の旅行代理店の例で、クーポン発行（広告部門）とツアー申込（店舗）が別個の部門であり、独立したシステムで運営されている場合、必ずしも容易に照合可能とならない場合がある。提供先で当該個人が情報銀行の会員である認識がないためインシデント報告が難しい。

# 提供先第三者の選定に係る主な意見2

## 【意見2】

②（提供先が個人を識別できないよう加工）について、個人情報保護委員会で仮名加工情報の基準が議論されているので、それを踏まえて基準間の差分がわかるような形で記載すべきではないか

### 用語定義の差異（次頁に詳細を記述）

本案（指針）	提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先に提供する
仮名加工情報	この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて、 <b>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報</b> をいう。 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することを含む。）のできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること

ただし、仮名加工情報は取得者内部の目的外利用を可とし、第三者提供を不可とする用途制限がある。仮名加工情報作成の意図がない場合は、仮名加工情報相当の第三者提供可（相当であって、これを仮名加工情報とは呼ばない）

### 加工方法の差異

本案（指針）	「匿名加工情報の適正な加工の方法に関する報告書」（規則19条1号の加工） <b>生年月日については年までとする</b>
仮名加工情報	加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める（規則19条1号の加工） <b>生年月日については、そのまま利用できる</b>

第159回 個人情報保護委員会 資料



例外3 類型の②の指針の記載について、前回WGにおける提案の通り**赤文字を追加**。

**「②提供先において特定の個人を識別できないよう、当該個人情報に含まれる記述等の一部の削除処理（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を行い、提供先に提供する」**



# 提供先第三者の選定に係る主な意見2

	本案（指針）	仮名加工情報	匿名加工情報
定義	提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた情報	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工された個人に関する情報	特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないよう加工された個人に関する情報
加工基準	<b>特定の個人を識別する情報を除くこと（規則19条1号の加工）</b> (a)氏名以外の基本4情報（住所、生年月日、性別） (b)現在所属するまたは過去に所属した会社、学校等の団体、職歴および学歴であって、具体的な会社名、団体名を含むもの (c)本人到達性のあるメールアドレス、SNSのID (d)本人到達性のある電話番号（スマートフォン、自宅の電話番号、職場等の電話番号） これらに(f)単体で特定の個人を識別することができるもの（氏名、顔画像）を合わせた特定の個人を識別することができる記述等を構成する項目を、以下「特定対象項目」という。 ※(a)のうち、 <b>住所については市区町村、生年月日については年までとする。性別はそのまま残してよい。</b>	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換（規則第19条第1号）
		—	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号の削除又は置換（規則第19条第3号）
		氏名のほか、住所や生年月日など、これらの記述等を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる場合にも、その組合せが特定の個人を識別することができる記述にならないように、記述等の全部又は一部を削除する必要があるものと考えられます。 「一問一答 令和2年改正個人情報保護法 個人情報保護委員事務局審議官 佐協紀代志」	<b>特異な記述等の削除又は置換（規則第19条第4号）</b>  <b>本案（指針）に追加</b>
	<b>個人識別符号の全部の削除又は置換（規則第19条第2号）</b> [追加] <b>特異な記述等の削除又は置換（規則第19条第4号）</b> [追加]	個人識別符号の全部の削除又は置換	個人識別符号の全部の削除又は置換（規則第19条第2号）
	<b>提供先等で個人情報と照合ができない状態にすること（規則19条5号の加工）</b> 情報又はその組み合わせが一意で、その情報と氏名等が紐づく情報が提供先等にとって入手可能な場合、そのような情報又はその組み合わせは、提供先等で個人情報になる。当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。	—	その他の個人情報データベース等の性質を勘案した適切な措置（規則第19条第5号）
<b>(e)クレジットカード番号を削除</b>	不正利用されることにより、財産的被害が生じる おそれのある記述等の削除又は置換	※クレジットカード番号は、通常、1号又は5号の基準に基づき削除されると考えられる。	

## 提供先第三者の選定に係る主な意見3

### 【意見3】

③（提供先が情報の取扱いを委託）について、提供先と委託先の契約において、「提供先は委託先に預けているデータを見ることができる」等の、情報銀行の監督義務と抵触する合意がなされる場合もあることから、②の議論も踏まえ、提供先に渡せる情報が何かを整理するべき

#### 課題・論点

・提供先に渡せる情報は何かを突き詰めていく必要がある

#### ◆ WG第1回での議論を踏まえて、提供先に渡せる情報は何か

##### ①提供先は閲覧のみ

提供先は一覧での閲覧は不可。問い合わせした本人が提示する情報にて検索し、その上で全項目の閲覧が可。

##### ②提供先が個人を識別できないよう加工

提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた情報を提供する。

##### ③提供先が情報の取扱いを委託

委託先が委託元（提供先第三者）に渡せる情報は、①又は②の条件内である必要がある。

例外3種類の③の指針の記載について、以下の通り赤文字を追加し、この契約の中で「委託元（提供先第三者）への納品物に“個人情報を含んではならない”ことを」規程する。

「③情報銀行の監督下で、提供先からPマークまたは ISMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる。また提供先の委託先に対して情報銀行の監督が及ぶよう提供先と委託先間の委託契約に規定し、提供先に渡る情報は①又は②の条件を満たすものとする。」



- ① 情報は情報銀行が管理し、提供先は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする  
⇒ 情報は情報銀行が管理し、提供先には転記・複写禁止の契約を締結し、一覽での閲覧や任意検索ができない方法で、一人分のみ検索できる技術的対策を施した上で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- ② 提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の暗号化処理または個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先に提供する  
⇒ 提供先において特定の個人を識別できないよう、当該個人情報に含まれる記述等の一部の削除処理（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を行い、提供先に提供する
- ③ 情報銀行の監督下で、提供先からPマークまたはISMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる  
⇒ 情報銀行の監督下で、提供先からPマークまたは ISMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる。また、提供先の委託先に対して情報銀行の監督が及ぶよう提供先と委託先間の委託契約に規定し、提供先に渡る情報は①又は②の条件を満たすものとする

## 主な意見に対する考え方

- (1) 提供先第三者の選定に係る記載の明確化
- (2) 統制環境に問題のある事業者の扱いについて
- (3) IoT機器から取得されるデータの利用について

## 【意見】

登録事項と関係ない事故での取消しについては、認定指針に明示的に記載すべきではなく、ガバナンス体制の要件を記載した上で、個人情報保護と直接関係ない事項を含め、管理体制に問題がある場合に取り消すという運用がよいのではないかと。



事業者による社外的信頼性を損なう行為の存在を認定において考慮するため、「3）ガバナンス体制」に1項目追加することとしたい。

## 3）ガバナンス体制

### ②社会的信頼維持のための体制

・情報銀行認定事業者としての社会的信頼を確保するために必要なコンプライアンスを損なわないための体制が整っており、それを維持していること

## 主な意見に対する考え方

- (1) 提供先第三者の選定に係る記載の明確化
- (2) 統制環境に問題のある事業者の扱いについて
- (3) IoT機器から取得されるデータの利用について

# IoT機器から取得されるデータの利用に係る主な意見

## 【意見1】

IoT機器からは一人一人のデータを取る場合もあり、IoT機器から取得されるデータではなく、世帯混在プライバシーに関する議論であることを示すべき。

「IoT機器から取得されるデータ」を、『世帯構成員情報』に変更する

※代替用語候補（世帯構成員混在情報、世帯構成員非識別情報、世帯混在情報、世帯混在プライバシー）

## 【意見2】

顔写真、音声、動画といった個人を識別できる情報については、世帯混在プライバシーから除外する必要がある。

- ・IoT機器であっても、スマートウォッチ等、取得したデータが世帯の特定の構成員のものと特定される場合は、当該個人の個人データに過ぎない。
- ・写真、音声、ビデオ等で個人が識別できる場合も同様。複数の個人が識別できる場合は、各個人の個人データとなる。

- ・当該機器等を利用した者が個別に特定されるものを除くこととする。
- ・さらにどのような情報を世帯構成員情報として扱うかは、ユースケースを踏まえて検討する。



## 【意見3】

- ・IoT機器契約者と異なる世帯構成員が情報銀行に対し第三者提供の同意をしたとしても、結局、データがどのように渡されるのか、認証をどのように行うのかが問題となり、契約者を本人として同意を取得することになるのではないか。
- ・IoT機器から取得される情報は視聴履歴よりも重い話であり、また、資料に記載のような制限された状況に限られずより幅広いデータが収集される場合が想定されることからすれば、記載された条件は不十分である。どのような情報を対象としているか具体的に記載すべき。
- ・顔写真のようにそれぞれの人の情報が分かるような場合には、明確に同意を取ってくださいと言うべきではないか。指針には詳細は書き過ぎないようにして、別のところで切り分けを記載しておくとうい。



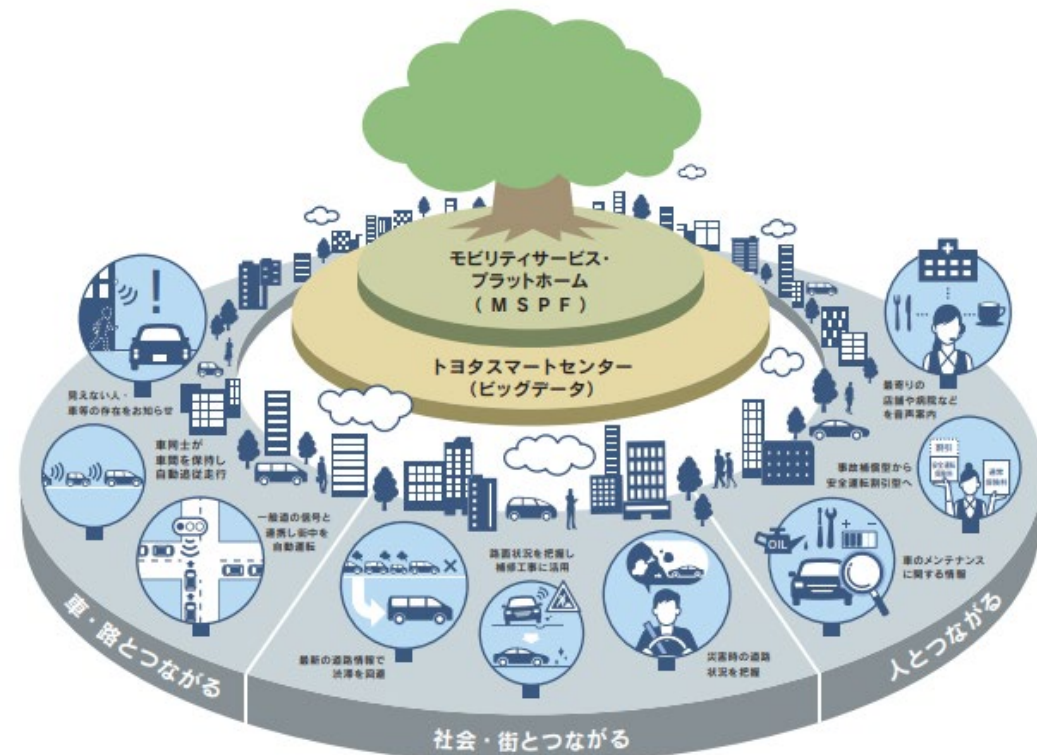
「世帯構成員情報」を活用するユースケース<sup>※</sup>を例示し、世帯構成員情報の第三者提供における論点を抽出、議論・検討したい。

※（テレマティクス、エアコン等のIoT機器、放送）

## トヨタ自動車「コネクティッドカーから取得するデータの利活用・保護の取組みについて」

[contents/tconnectservice/contents/pdf/toyota\\_datapolicy.pdf](https://contents.tconnectservice/contents/pdf/toyota_datapolicy.pdf)

### コネクティッドで広がるスマートモビリティ社会



情報銀行と軌を一にする構想だが、トヨタ自動車はISMSもしくはプライバシーマークを取得していない

コネクティッドカーからの車両データの取得と利活用は、コネクティッドサービス (T-Connect/G-link) に申込、**利用規約に同意ののち、サービスの利用を開始することによって可能**となる。

クルマの制御ネットワークに接続する車載通信機(Data Communication Module)により**車両データを取得**、トヨタスマートセンター (クラウドサービス) に蓄積する。取得・蓄積した車両データをお客様のモビリティライフを充実させるコネクティッドサービスの**各サービスに利用**したり、「もっといいクルマ」づくりのための開発に活用したりする。

### T-Connect利用規約 (抜粋)

#### 第14条 (契約データおよび車両データの第三者提供)

- (1)提供先：契約者が利用車両を購入したまたは利用者が指定した販売店
- (2)提供先：協業事業者。ただし、協業事業者に協業サービスの利用を申し込んだ場合に限りです。
- (3)提供先：共同開発・研究先 (車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等)
- (4)提供先：取引先 (車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等)
- (5)提供先：提携機関および企業 (社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等)
- (6)提供先：医療機関および関係機関
- (7)提供先：国土交通省。ただし、2016年12月1日以降に T-Connect の利用を開始した場合に限りです。
- (8)提供先：KDDI

位置情報などクルマを利用する個人の行動を表す内容が含まれている**センシティブな情報**です。お客様の同意をいただいたうえで、慎重にとりあつきます。ルールや世論、技術の動向を注視し、車両データを正しく取り扱っているかチェックします。

## ○テレマティクスデータから得られる情報

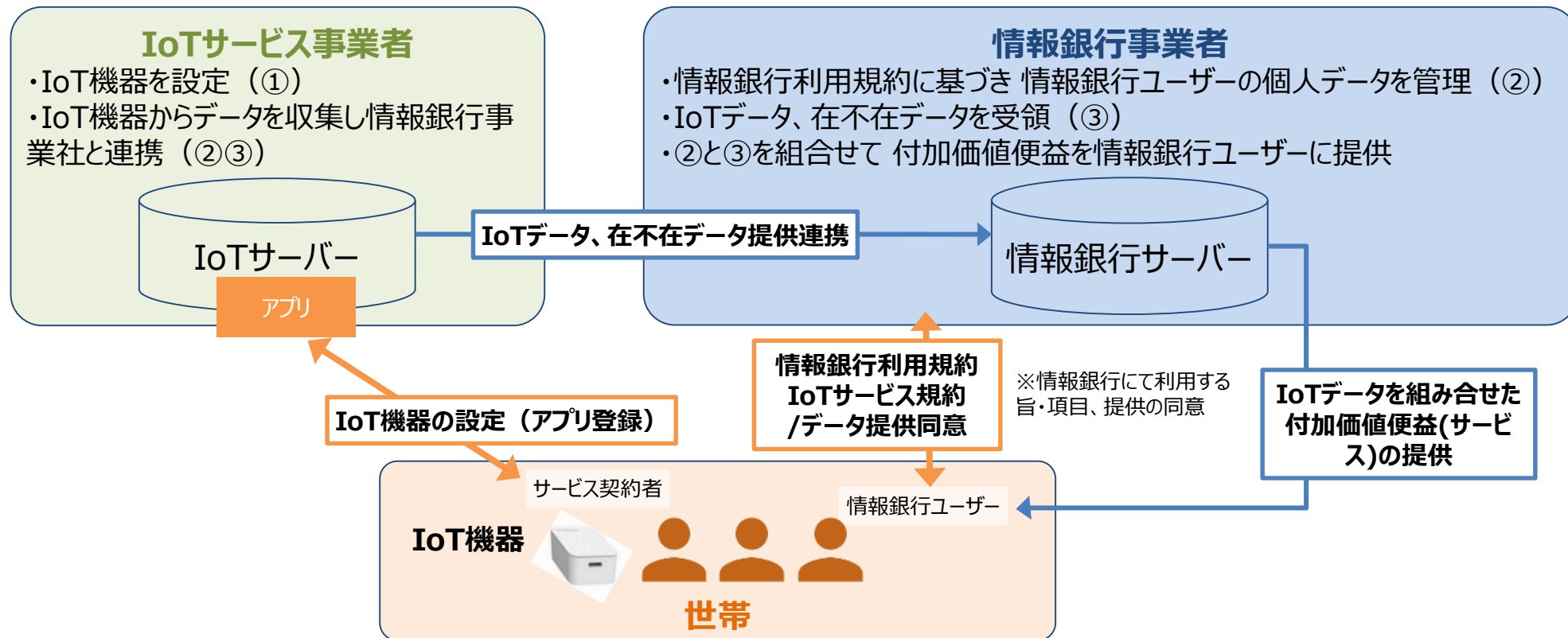
- ・契約データ（契約者の氏名、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等）
- ・車両データ（車名、車体番号、自動車登録番号、登録年月日、車載器の種類等）
- ・走行状況に関するデータ（エンジン回転数、アクセス/ブレークの捜査状況、車速、シフトポジション、走行距離及び位置情報）
- ・ヘルプネット利用時に送信されるデータ（利用者の氏名などならびに緊急事態の内容、通知発進時の位置情報、自動発信/手動発信の別ならびに通報発信時刻等）
- ・エージェント利用時に送信されるデータ（対話機能を通じて送信されるデータ）

## ○テレマティクスデータを使うとできること

- ・車両位置を把握し、事故や故障の際速やかなサポートを受けられる
- ・通行止めや事故情報を踏まえた最適なルートを選択できる
- ・車体に異常があるときに検知・通知でき、部品の交換にも速やかに対応してもらえる
- ・車両の盗難防止し、追跡が可能になる
- ・安全や燃費の観点から運転内容を評価できる
- ・事故リスクを的確に把握し、自動車保険商品の開発に役立てられる
- ・運転の特徴から自動車保険の割引が適用される 等

# ユースケース②(エアコン等のIoT機器)

【第1回WG資料より】



### ○エアコン等の居室内IoT機器データから得られる情報

- ・室温、湿度、照度
- ・二酸化炭素、揮発性有機化合物
- ・機器使用の時間帯
- ・在宅の有無 等

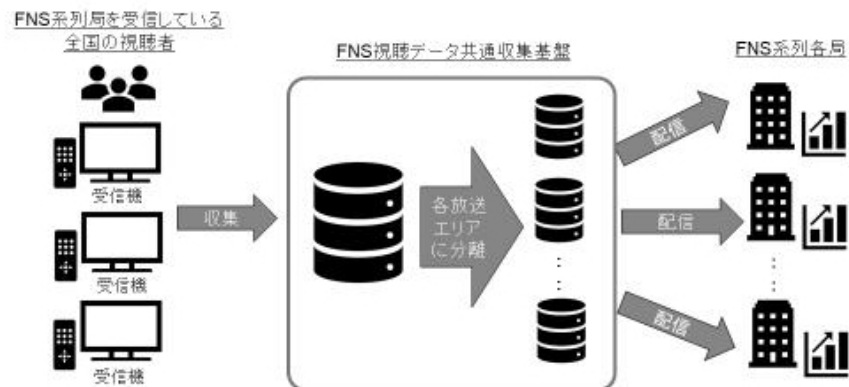
### ○エアコン等の居室内IoT機器データを使うとできること

- ・インフルエンザや熱中症の危険度を知ることができる
- ・換気のタイミングを知らせてもらえる、自動で換気モードに切り替わる
- ・遠隔でのペットの見守りができる
- ・遠く離れて暮らす家族の暮らしぶりを知ることができる
- ・同居の家族が帰宅したという情報を得ることができる
- ・電気の適切な消費の方法がわかる 等



## FNSデータ視聴利活用プロジェクトの場合

インターネットに接続されているテレビを対象として、視聴データ（番組の視聴時刻情報、IPアドレス、受信機を識別するために発行する情報、受信機に設定されている郵便番号、および放送局を識別する情報）の収集・分析を行う。



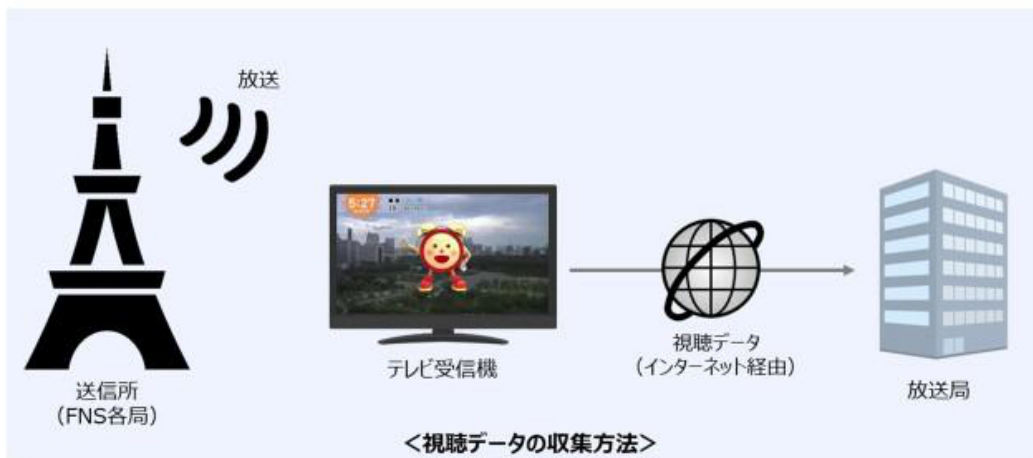
### ■視聴データの利用目的：

収集した視聴データは以下の目的で利用します。

- ・視聴者の利便性向上
- ・放送サービスの向上およびより良い番組の制作、番組広報・宣伝
- ・広告配信やマーケティング活動の参考

### ■視聴データの利用方法：

収集した視聴データは、放送局や調査会社等が持つ個人情報を含まないデータと組み合わせて分析し、前項の目的のために利用する場合があります。また、その分析結果を用いて、テレビ視聴した方が保有していると推定されるスマートフォンやPCなどに、番組のおしらせや広告を表示する場合があります。これら一連の過程において、特定の個人を識別することがないようにする措置を取っています。



FNSデータ視聴利活用プロジェクト

<https://www.fujitv.co.jp/company/news/200519.html>

### ○視聴データから得られる情報

- ・番組の視聴時刻情報
- ・テレビ受信機IPアドレス
- ・対象機器を識別するために発行する情報
- ・対象機器に設定されている郵便番号
- ・放送局を識別する情報 等

### ○視聴データを使うとできること

- ・視聴者の利便性向上につなげる
- ・放送サービスの向上および、より良い番組制作に活かす
- ・おすすめの番組の情報を得ることができる
- ・広告配信やマーケティング活動の参考 等

# ユースケースを踏まえた世帯構成員情報の第三者提供における論点

- ◆ ユースケースのとおり、世帯構成員情報には、**テレマティクス機器、IoT機器等の情報収集機器利用サービスの契約者及びその世帯構成員についての在宅の有無等の防犯上重要な情報、移動履歴や視聴履歴等の重要なプライバシーを構成する情報が含まれる。**
- ◆ 前回WGを踏まえ、「**世帯構成員情報**」とは、「**特定の日時における世帯の生活状況（在宅の有無、消費エネルギー等）を特定できる個人情報（ただし、情報収集機器等の契約者情報等に紐付くことにより特定の情報収集機器等利用者等※が識別されれば個人情報となる。）を指し、実際に当該機器等を利用した者が個別に特定されるものを除くもの**」と整理することが考えられる。
  - ※ 情報収集機器利用契約の契約者、情報収集機器の利用者、情報収集機器利用料金の支払者等
- ◆ しかし、契約者等が誰であることを明らかにすること自体、手間がかかることが想定されるほか、情報銀行として各世帯構成員の意思を尊重する観点から、全員の同意が確認される形が望ましいといえる。

これらを踏まえ、以下を「対象データ」とし、世帯構成員情報の情報銀行への提供の同意について、検討する。

## 世帯構成員情報として扱う情報：

- ・IoT機器であっても、スマートウォッチ等、取得したデータが世帯の特定の構成員のものと特定される場合は、当該個人の個人データに過ぎない。
  - ・写真、音声、ビデオ等で個人が識別できる場合も同様。複数の個人が識別できる場合は、各個人の個人データとなる。
- ⇒当該機器等を利用した者が個別に特定されるものを除くこととする。

- ・**論点 1：世帯構成員情報の情報銀行への提供の「同意」は誰からどのように得るべきか。**
- ・**論点 2：その際に留意すべきことはあるか。**

# 世帯構成員情報の第三者提供に係る考え方

情報収集機器等から取得される世帯構成員情報を情報銀行で利用する場合、

## ① 情報銀行への提供の「同意」は誰からどのように得るべきか。

世帯構成員情報を利用する場合は、世帯構成員のいずれか1名の同意を得る必要がある（IoT機器でない場合と同じ）。

## ② その際に留意すべきことはあるか

提供者（個人）が世帯構成員全員に対し、世帯構成員情報が情報銀行によって取得され利用されることを周知し、全員の同意を得たことを確認すべきである。また、情報銀行における利用の停止については、世帯構成員全員からの利用停止の求めを広く認めるべきである。

認定指針において、「4)事業内容」の③の表の下(枠外)に、以下一文を追記する。

**世帯の複数の構成員が利用する情報収集機器等から取得されるデータを利用する場合には、世帯の複数の構成員の個人情報と混在することが想定されるため、それらの構成員の同意が得られていることの確認や利用停止の求めの取扱いについて配慮すること。その詳細な方法については、認定団体が定める基準を遵守すること。認定団体の基準の設定に際しては、関連するIoT機器分野にかかる認定個人情報保護団体（特に一般社団法人放送セキュリティセンター）の個人情報保護指針等を参考とすべきである。**